

よくわかる年金

公的年金の基本と2004年制度改正（その3） ～高齢者と年金～



総合研究部 須藤 一紀

（要旨）

現役世代の極端な負担増を回避するため既受給者の給付削減を主張する声も多かった。結局、踏み込んだ削減は見送られ、在職老齢年金や税を中心とする比較的緩やかな修正に止まった。具体的には、60代前半の在職者の年金一律2割カットの廃止、70歳以降への在職老齢年金適用、65歳以上の公的年金等控除枠20～50万円程度縮小などが決まった。60歳代前半の所得保障は雇用と自助努力の両輪で行うのが現実的だ。そのためには税制による自助努力支援の充実が望まれる。今回の既受給者層に対する見直しは、世代間格差是正という点では効果が小さい。特定の世代に改革の痛みを押しつけるべきではなく、その意味で、十分に議論が尽くされたとは言えない。

はじめに

6月5日、年金制度改正法が成立し、10月より施行されることが決まった。今回の年金改正は、例えば昨年11月の衆院選が年金選挙と呼ばれるほど国民の関心を集めた。しかし、国会審議に入ってから、国会議員の国民年金未納問題、それに伴う内閣官房長官や民主党代表の辞任騒動などばかりが目立ち、法案の是非に係る本質的な議論が置き去りにされたまま成立に至った。

本シリーズは、改正法の中味を紹介し、また今後の課題を明らかにする。今回は、既受給者層を巡る見直しを取り上げる。改正の過程では、世代間公平の視点などから「既受給者層の給付削減」を主張する向きも多く、「高所得者への基礎年金国庫負担相当分の支給停止（現行なら1/3をカット）」といった提案もあった。最終的には、踏み込んだ給付削減は見送られ、在職老齢年金や税制の見直しを中心とする比較的緩やかな修正に止まった。以下、改正ポイントを順に見ていく。

1. 既受給者層を巡る制度見直しのポイント

（1）凍結中のマイナス物価スライドは適用せず

資料1 消費者物価指数と年金の物価スライド

受給開始後の年金額は物価の変動にリンクして改定する決まりだ。しかし、2000～02年度は物価がマイナス（対象期間は99～01年）であったにもかかわらず、年金受給世帯への配慮から年金額のマイナス改定を見送った（資料1）。2003年度はマイナス改定を行ったが、単年度分の適用に止めたため、累積で

	99年	2000年	2001年	2002年	2003年
前年比(%)	0.3	0.7	0.7	0.9	0.3
年金額への反映	特例で2000～02年度は凍結（累積 1.7）			03年度に実施	04年度に実施

（出所）厚生労働省資料より当社作成

1.7%分が据え置かれたままとなっている。2004年度にこの凍結分も含めた2.0%の改定を行うべきかどうか再び論点となったが、結局受給世帯への影響抑制が優先され、単年度分（0.3%）のみを適用することが決まった。過去の凍結分については、「2005年度以降、物価が上昇する状況の下で解消する」とされている。

（2）60歳代前半の在職老齢年金は一律2割カットを廃止

60歳以降も給料をもらって働き続けると、受け取る年金額が減らされたりゼロになったりする場合がある。これを在職老齢年金制度と呼ぶが、2004年改正ではその仕組みを変える。現行の在職老

年齢年金は60歳以上70歳未満のサラリーマンに適用される。現在、60歳代前半については、

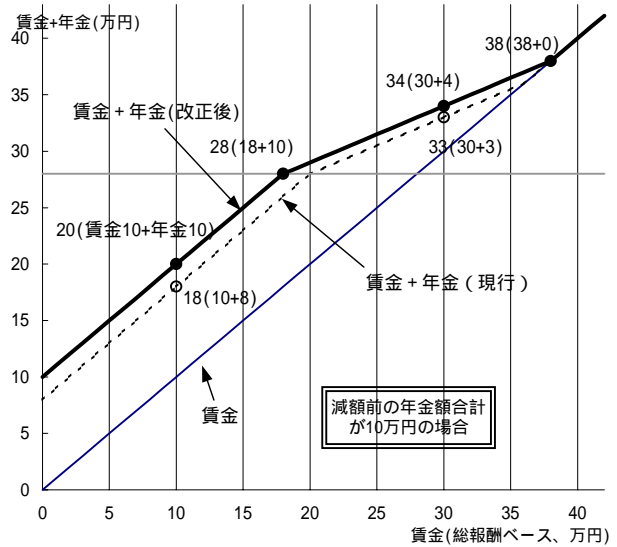
在職中は一律に年金額（所得比例年金および基礎年金）の2割を支給停止、賃金と年金の合計が28万円（総報酬ベース、以下同様）を超えたら賃金増加分の半額にあたる年金を停止、

賃金が48万円を超えたら賃金増加分と同額の年金を停止、と決まっている（資料2）。

例えば、賃金が30万円、本来の年金額が10万円とすると、年金額が2割支給停止（ $10 - 2 = 8$ 万円）、賃金と年金の合計（ $30 + 8 = 38$ 万円）が28万円を10万円超えているので、増加分の半額5万円が支給停止、となり、年金額は3万円となる。

2005年4月以降は、上記のステップ、一律2割カットを廃止し、在職者への給付を増額、就労インセンティブを高める。先の賃金30万円、年金10万円の例では、改正後の年金額は4万円に増える。また、年金支給停止等の基準となる「28万円」「48万円」といった金額について、名目賃金の伸びや、年金のスライド率などに応じて改定していくことも盛り込んだ。

資料2 60歳代前半の在職老齢年金見直し



（出所）資料1に同じ

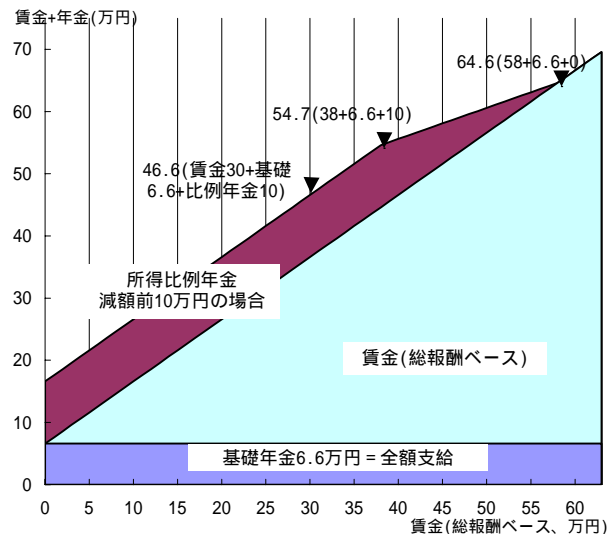
（3）70歳以上への在職老齢年金適用と65歳以降の繰り下げ支給

一方、60歳代後半については、基礎年金は全額支給、賃金と所得比例年金の合計が48万円を超えたら賃金増加分の半額を年金から減らすという仕組みが適用されている（資料3）。今回改正は、これと同じ仕組みを70歳以上にも適用することを決めた。これまで70歳以上なら、どれだけ高い賃金をもらっても年金は全額支給さるなど年齢間の格差があったが、2007年4月以降は、60歳代後半と同様の給付調整を受ける。なお当初、70歳以上勤労者には、新たに保険料負担も求めるとい整理がされていた。しかし、負担については政治的な調整の結果見送りが決まり、見直しはやや中途半端なものとなった。

また、65歳から支給が始まる基礎年金には、本人の希望により、最大で70歳まで支給開始を遅らせる繰り下げ制度がある。支給を繰り下げた場合、その期間に応じて年金が増額される（資料4）。昭和16年4月2日以降生まれの人が、70歳まで支給開始を遅らせれば、その後生涯にわたって142%に増額された年金が受け取れるわけだ。

2007年4月からは、厚生年金の2階部分にも繰り下げの仕組みを導入する。年金の支給開始年齢を弾力化し、職業からの引退年齢の自由な選択に貢献しようとするものである。繰り下げによる増額率は基礎年金と同様になる見込みだ。なお、65歳以降、働いて給料を貰いながら繰り下げを活用した場合、在職老齢年金制度で支給停止となったはずの年金額は増額の対象にならない（資料5）。

資料3 70歳以上に適用する在職老齢年金
（= 現行60歳代後半の仕組み）



（出所）資料1に同じ

資料4 繰り下げ受給の増額率

【昭和16年4月2日以降生まれの人】

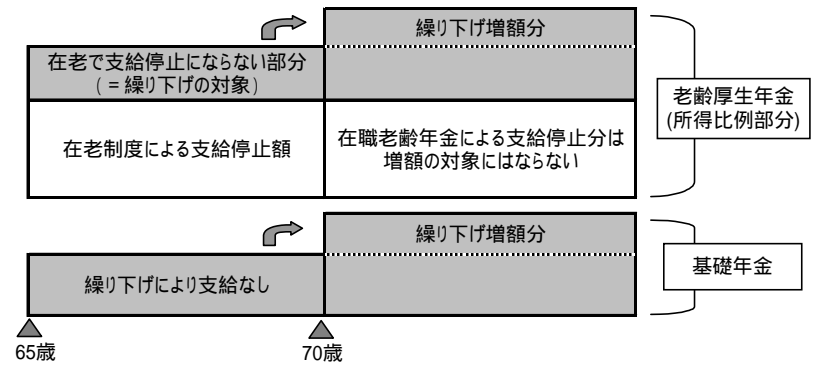
1ヶ月刻みで0.7%ずつ増額

年齢	支給率	年齢	支給率
66歳	108.4	68歳	125.2
+1ヶ月	109.1	+1ヶ月	125.9
}	}	}	}
+11ヶ月	116.1	+11ヶ月	132.9
67歳	116.8	69歳	133.6
+1ヶ月	117.5	+1ヶ月	134.3
}	}	}	}
+11ヶ月	124.5	+11ヶ月	141.3
		70歳	142.0

(出所) 資料1に同じ (注) 昭和16年4月1日以前生まれの人は66歳112%、67歳126%、68歳143%、69歳164%、70歳188%

資料5 厚生年金2階部分の繰り下げ支給制度のイメージ

<60歳代後半時に賃金を得ていた人が引退する70歳まで受給を繰り下げるケース>



(出所) 資料1に同じ

(4) 公的年金等控除の縮小と老年者控除の廃止

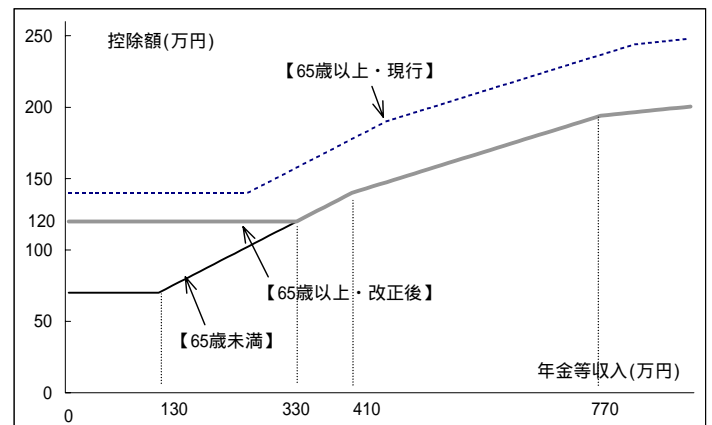
「平成16年度税制改正大綱」は、公的年金等控除など65歳以上高齢者への税制優遇措置の一部縮小を決めた。現役世代と比べた課税最低限の高さ、同じ高齢者でも65歳前と後との不公平などが理由とされる。必ずしも年金改正とは連動した見直しではないが、ここで合わせて内容を見ておく。

まず、公的年金等控除のうち65歳以上の優遇措置が原則廃止される。ただし、急激な負担増とならないよう、年金収入の少ない層には老年者特別加算として最低保障額50万円が上乘せされる。この結果、65歳以上の人の公的年金等控除額は、年金収入330万円までは最低保障120万円(これまでと比べて20万縮小)、年金収入330万円以上は65歳未満の人と同額(同じく30~50万程度縮小)になる(資料6)。

さらに、現行では65歳以上でかつ合計所得が1,000万円未満の人には、老年者控除として50万円の所得控除枠があるが、これも、2005年分の所得税から廃止になる。

この二つの見直しの結果、65歳以上で夫婦のみ世帯の夫の課税最低限は、現行の285.5万円から205.3万円に縮小する(資料7)。205万円という水準は、サラリーマンが受け取る平均的な年金額とほぼ同じだ。すなわち、平均的な公的年金収入だけで生活する人に対しては課税しない水準になっている(注1)。また、夫婦のみの給与所得者と比べると、年金生活者の課税最低限は依然高く、世代間格差が残っていることがわかる。

資料6 公的年金等控除の見直し

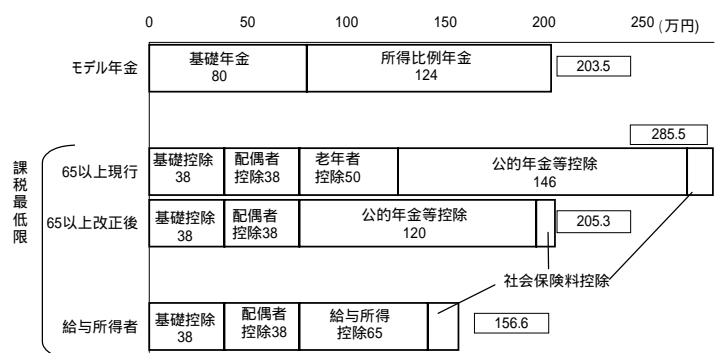


【65歳未満】		【65歳以上・改正後】	
収入金額	控除額	収入金額	控除額
130万以下	70万(最低保障)	330万以下	120万(最低保障)
130万超410万以下	収入×25% + 37.5万	330万超410万以下	収入×25% + 37.5万
410万超770万以下	収入×15% + 78.5万	410万超770万以下	収入×15% + 78.5万
770万超	収入×5% + 155.5万	770万超	収入×5% + 155.5万

【65歳以上・現行】	
収入金額	控除額
260万以下	140万円(最低保障)
260万超460万以下	収入×25% + 75万
460万超820万以下	収入×15% + 121万
820万超	収入×5% + 203万

(出所) 財務省資料などより当社作成

資料7 夫婦のみ世帯の夫の課税最低限



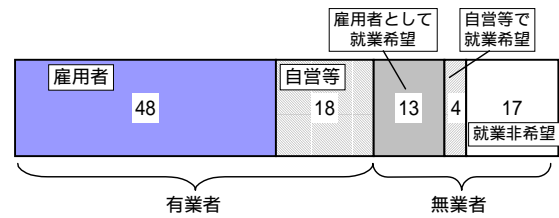
(出所) 資料6に同じ

2. 評価と課題

(1) 60歳代前半の所得保障は雇用と自助努力で

60歳代前半の在職老齢年金の増額には、65歳支給開始の完全実施を控えて、この年齢層の就業を一般化すべく、勤労意欲を高めようとする（阻害しないようにする）意図がある。だが、この年齢層は働きたくても働けない人が多く、在職老齢年金の改正で就労インセンティブを高めることが、直ちに就労率の上昇に結びつくとは考えにくい（資料8）。定年延長など就業環境整備も大事だが、企業に一方的にコストを押し付ける形での解決は好ましくない（注2）。

資料8 60～64歳男性の就業状態(2002年)



(出所) 総務省「就業構造基本調査」

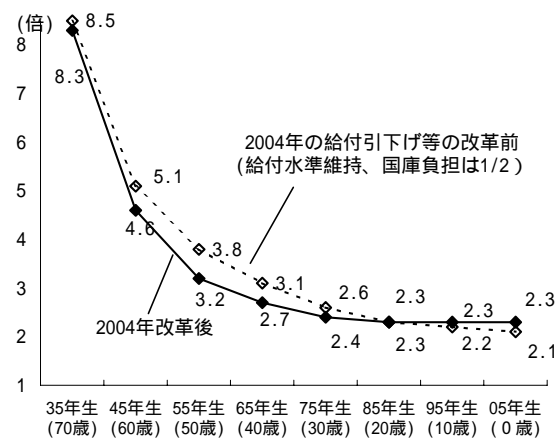
60歳代前半の所得保障は雇用と自助努力の組み合わせで実現していくのが現実的であり、政府は税制などを活用した自助努力支援にも踏み出す必要がある。その意味では、前述の公的年金等控除見直しは、「拋出・運用時非課税・給付時課税の徹底」といった年金課税全体の在り方の議論へと結びつかなかった点は残念であり、今後の課題と言えよう。

(2) 特定世代に痛みが集中する改革は好ましくない

70歳以上への在職老齢年金適用、公的年金等控除における65歳以上優遇の是正は、年齢によって経済的な強者と弱者を一律に決めようという考え方を正すものだ。特に、高齢者間の不公平緩和という点では一定の前進がみられる。

しかし、世代間格差の是正という観点では効果的な解決策になったとは考えにくい。資料9は国庫負担1/2引き上げ以外の制度改正を行わず給付水準を維持した場合と、改革を行った場合とで世代ごとの給付負担倍率（給付総額/負担総額）をみたものだ。税制見直しの影響は含まないので参考にとどまるが、今回改革の効果は主に「現在の現役の収支を悪化させ、その分これから生まれてくる世代の収支を好転させた」という点にあり、「収支バランスの面で特に恵まれている既受給世代には踏み込んだ対策を打てなかった」ことがわかる。

資料9 世代別の給付負担倍率(給付総額/負担総額)



(出所) 資料1に同じ (注1) 生年は西暦
(注2) なお両者は試算の時期が異なり、経済前提等も完全に同じではないため、厳密な比較はできない。

世代間扶養の仕組みである以上、世代間格差を一切認めないわけにはいかない。だが、将来に向けた給付削減や負担引き上げを特定の世代に押し付けるべきではない。受給世代、現役世代、将来世代の痛み分けが必要なはずであり、既受給者層への配慮が十分な議論を尽くさないままに優先したかのようにもみえる今回の改正作業には消化不良の感が否めないと考える。

(注1) 世帯単位でも、いわゆる厚生年金のモデル世帯（年金収入約285万円＝夫の平均的な年金約205万円＋妻の基礎年金約80万円）は、他に所得がなければ従来通り課税されないことになる。

(注2) 6月5日改正年金法と合わせて改正高齢者雇用安定法が成立した。公的年金支給開始年齢引き上げに対応して、2013年度までに、65歳までの定年引き上げ、継続雇用制度の導入、定年廃止のいずれかの措置を講じなければならない。ただし、継続雇用制度の対象者は、その基準を労使協定で定めれば、希望者全員でなくてもよい。